

令和 5 年 7 月 6 日	
所 属	福祉局 北部保護第 2 担当
所属長	今泉 聡介
電 話	06-4950-0272

生活保護費詐欺事件について

1 対象者

60 歳代 男性（尼崎市内在住）

2 概 要

上記対象者は、生活保護受給中の令和 4 年 8 月 28 日以降、暴力団に加入して活動を行い、暴力団員が生活保護を受給できないことを知りながら申告せず、生活保護費を不正に受給してきたとして、令和 5 年 7 月 5 日に尼崎南警察署に逮捕されました。

本市としても、近日中に告訴状を提出する予定です。

3 経 緯

- 平成 22 年 10 月 5 日 傷病のため就労できないとして尼崎市において生活保護を開始
- 令和 5 年 5 月 8 日 尼崎南警察署より、暴力団に加入している可能性があるとの情報提供
- 令和 5 年 7 月 5 日 尼崎南警察署より、詐欺の疑いで逮捕したとの情報提供
- 令和 5 年 7 月 6 日 本市からの照会に対し尼崎南警察署より、少なくとも令和 4 年 8 月 28 日から、暴力団に加入して暴力団活動を行っている旨の情報提供があり、不正受給を認定

4 被害金額（令和 4 年 9 月～令和 5 年 5 月分）

4,327,420 円（生活扶助、住宅扶助、一時扶助、医療扶助）

内訳：生活扶助 719,230 円、住宅扶助 382,500 円、一時扶助 3,100 円、医療扶助 3,222,590 円

5 今後の対応

本件は、暴力団員であることを隠蔽し不正に生活保護費を詐取していたもので、悪質性が高いものと判断し、尼崎南警察署に告訴を行う予定です。

今後、起訴や裁判の状況を注視しつつ、その内容に応じ、改めて生活保護法に基づいて不正受給に係る返還金額を確定させ、同法第 78 条による費用徴収を行っていきます。

以 上